

子どもの家利用料について

1 利用料見直しの趣旨

子ども・子育て新制度の施行に伴い、子どもの家運営経費に対する利用者負担の考え方を見直します。

2 現行の利用料負担の考え方

国の考え方である運営経費の2分の1を保護者負担とすることを基本としながらも、運営経費から補助金を控除した額の2分の1ずつを保護者と市の負担割合としています。

【運営費の負担の考え方】

(国)

運 営 経 費	
保護者 1/2	国 1/3
	県 1/3
	市 1/3

(鎌倉市)

運 営 経 費 - 補 助 金 (国・県)	
保護者 1/2	市 1/2

3 新制度における負担の考え方

新制度における運営経費負担の考え方は、これまでの運営経費の2分の1を保護者負担とし、残りの2分の1を国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担する考え方に加え、新制度における質の改善に係る経費については、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費負担とする旨の考え方が示されました。

運 営 経 費		+	質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提 (公費)
保護者 1/2	国 1/3		
	県 1/3		
	市 1/3		

4 利用料見直しの基本的考え方

- ア) これまでの「運営経費－補助金の2分の1」を保護者負担とする考え方を
見直し、「運営経費の2分の1」を保護者負担とします。
- イ) 運営経費は、指導員人件費及び需用費や委託料等の維持管理費の合計額
です。
- ウ) 子ども会館との併設館においては、会館・家それぞれの年間利用者数か
ら利用割合を算出し、施設全体の運営経費に利用割合を乗じて得た額を子
どもの家の運営経費としています。
- エ) 上記ウ) で算出した子どもの家運営経費から延長利用分の人件費を減じ
た金額を、各館全体の年間平均登録者人数で除し、さらに12月で除した金
額をもって、児童1人1月あたりの利用料金としました。

5 見直し額

ア) 基本利用料：5,300円（300円増額）

上記の考え方をもとに試算された児童1人1月あたりの負担額約5,367
円から端数100円未満を切り捨てた額。

イ) 同一世帯第2子以降の基本利用料：2,650円（150円増額）

現行の減免制度（半額）を継続。

ウ) 延長利用料：2,300円（据置き）

新制度における質の改善部分（時間延長に係る指導員の処遇改善等）の
具体的な補助メニュー等が示されていないため、今回の見直しの対象と
はせず据置き。

エ) 同一世帯第2子以降の延長利用料：1,150円（据置き）

現行の減免制度（半額）を継続。

6 今後の見直し

消費税率引き上げに伴う運営経費への影響額、及び、子ども・子育て新制
度に伴う指導員増員等の影響額等が反映される適切な時期に再度利用料を見
直したいと考えています。